

(趣旨)

**第1条** この要綱は、農地・農業用施設等の整備を行う者に対し、その整備に要する費用の一部を補助することにより、農業・農村の有する多面的機能を維持し、もって農業・農村の振興に資するため、予算の範囲内において基山町農業・農村振興整備事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することとし、その補助金については基山町補助金等交付規則（平成7年規則第4号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 農業者 経営耕地面積が0.3ヘクタール以上の者をいう。
- (2) 受益面積 事業実施により利益を受ける農地の面積をいう。

(補助対象者)

**第3条** 補助金の交付の対象となる者は、農業者が2名以上で組織する団体又は農業者個人とする。  
2 前項の規定にかかわらず、基山町暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条第4号に規定する暴力団等に該当する者は、補助金の交付を受けることができない。

(補助対象経費)

**第4条** 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に掲げる補助要件を満たす事業に要する経費とし、消費税及び地方消費税を含む額とする。ただし、国及び県の補助の対象となる場合は、補助の対象としない。

(補助金の額)

**第5条** 補助金の額は、補助対象経費に、別表に定める補助率を乗じて得た額とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

**第6条** 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、基山町農業・農村振興整備事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費算出の基礎となる見積書等
- (2) 施行箇所が分かる位置図

- (3) 受益者代表及び関係者代表の承諾書（様式第2号）
- (4) 誓約書（様式第3号）
- (5) その他町長が特に必要と認める書類

（交付決定）

**第7条** 町長は、前条の申請を受けたときは、速やかにその内容を審査し、交付の可否を決定したときは、基山町農業・農村振興整備事業補助金交付決定通知書（様式第4号）又は基山町農業・農村振興整備事業補助金交付却下通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（申請内容の変更等）

**第8条** 前条の規定により交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、申請内容を変更し、又は取り下げるときは、基山町農業・農村振興整備事業補助金変更（取下）承認申請書（様式第6号）を町長に提出して、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請を受けたときは、速やかにその内容を審査し、基山町農業・農村振興整備事業補助金変更（取下）承認通知書（様式第7号）により補助事業者には通知するものとする。

（実績報告）

**第9条** 補助事業者は、事業が完了したときは、完了の日から起算して30日以内又は第7条の規定により交付決定を受けた年度の3月31日のいずれか早い期日までに、基山町農業・農村振興整備事業補助金実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 領収書の写し
- (2) 事業着手前と完了後の写真
- (3) その他町長が特に必要と認める書類

2 町長は、前項の報告書について、必要があると認めるときは、現地確認調査等を行うことができる。

3 補助事業者は、第1項に規定する期日までに実績報告書の提出ができないときは、速やかに町長に報告し、その指示を受けなければならない。

（補助金の確定）

**第10条** 町長は、前条に規定する報告書の提出があったときは、基山町農業・農村振興整備事業補助金交付額確定通知書（様式第9号）により補助事業者には通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

**第11条** 前条の通知を受けた補助事業者は、基山町農業・農村振興整備事業補助金交付請求書（様式第10号）により、町長に請求するものとする。

2 町長は、前項の請求に基づき補助金を交付するものとする。

(補助金交付の取消し等)

**第12条** 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(1) この要綱及び補助金交付の条件に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、町長は補助事業者に対して補助金の返還を求めるものとする。

3 補助事業者は、前項の規定により返還を求められた場合は、直ちに当該補助金を返還しなければならない。ただし、町長がやむを得ないと認めた場合は、返還する金額を減額することができる。

(補則)

**第13条** この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

**別表** (第4条、第5条関係)

事業区分	補助要件	補助率
ほ場整備事業	受益面積が0.5ヘクタール以上のもの	10分の4以内
かんがい排水施設の新設・改良事業	受益面積が0.5ヘクタール以上のもの	10分の5以内
農道の新設・改良事業	新設・改良を行う農道の幅員が2.5メートル以上、延長が50メートル以上で、かつ受益面積が0.5ヘクタール以上のもの	10分の5以内
農道の舗装事業	舗装を行う農道の幅員が2メートル以上、延長が50メートル以上で、かつ受益面積が0.5ヘクタール以上のもの	10分の5以内
客土及び暗渠(きょ)排水事業	受益面積が0.5ヘクタール以上のもの	10分の4以内
農用地造成事業	受益面積が0.5ヘクタール以上のもの	10分の4以内
安全施設整備事業	農業用ため池又は農業用水路に転落防止用の安全柵を設置するもので、かつ受益面積が0.5ヘク	10分の5以内

	タール以上のもの	
--	----------	--